

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村広域行政助成事業助成金交付取扱要領

- 第1 この要領は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村広域行政助成事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、市町村広域行政事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に係る事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 第2 助成金は、助成対象事業を実施する複数市町村が共同で組織する団体（広域行政推進協議会など）が交付を受けることができる。ただし、事業効果が広域に及ぶ場合については、助成金は単独市町村が交付を受けることができる。
- 第3 要綱第3条にいう助成金対象事業は、主にソフト事業とし概ね次のとおりとする。
- ・ 政策課題に基づき実施する事業
 - ア 地域情報に関するもの
 - イ 少子・高齢化対策に関するもの
 - ウ 地域の人材育成と生涯学習に関するもの
 - エ 生活環境と廃棄物対策
 - オ その他理事長が適当と認めたもの
 - ・ 広域的に実施する事業
 - ア 広域行政の推進及び行政効率化のための調査・研究
 - イ イベントの企画と開催
 - ウ 市民と情報交流の推進
 - エ 広域行政サービスの充実
 - オ その他理事長が適当と認めたもの
- 第4 助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施にかかる費用とし、助成対象事業以外でも使用できる物品の購入等、助成の対象外となる経費との区別が困難なものは助成の対象外とする。
- 第5 1助成事業に係る助成期間は、次のとおりとする。
- (1) スタートアップ支援
申請開始年度から5年度間とする。
 - (2) 継続支援
スタートアップ支援申請開始後、6年度目から10年度目までとする。
- 第6 各年度の1市町村当たりの助成額の合計額は500万円を限度とし、助成の総額は、予算の範囲内とする。
- なお、継続支援についての一事業当りの助成額は、助成対象事業費の2分の1の範囲内とし、関係するすべての市町村が助成額の10分の1以上を負担しなければならない。
- また、国及び県の補助金等が充当される事業にあつては、事業費から当該補助金等の相当額を控除した額を助成対象事業費とみなして助成する。

附 則（平成11年1月27日）

この要領は、平成11年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 11 年 12 月 10 日）

この要領は、平成 12 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 13 年 2 月 16 日）

この要領は、平成 13 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 14 年 2 月 4 日）

この要領は、平成 14 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 5 日）

この要領は、平成 19 年度の助成金から適用する。

附 則（平成 20 年 2 月 25 日）

この要領は、平成 20 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日）

- 1 この要領は、平成 22 年度分の助成金から適用する。
- 2 第 4 の改正規定は、現に助成を受けている事業に対しては既に助成を受けた期間を通算して適用する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日）

- 1 この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 要綱第 4 条第 1 項に規定にかかわらず、この改正に伴う助成金の交付申請は、平成 23 年 1 月 31 日まですることができる。

附 則（平成 24 年 4 月 10 日）

この要領は、平成 24 年度分の助成金から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要領は、平成 26 年度分の助成金から適用する。なお、平成 21 年度から平成 25 年度までに申請開始したものはスタートアップ支援に読み替える。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この要領は、平成 28 年度分の助成金から適用する。